

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	キャリアパス制度構築支援事業委託業務
発 注 課	保) 介護保険課
選 定 事 業 者	公益財団法人介護労働安定センター北海道支部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は介護職員が将来の展望を持って職場で働き続けることができるよう、キャリアパス（職位、職責等に応じた任用要件・賃金体系について整備したもの及びこれに付随する資質向上のための研修計画等）に関する仕組みを介護事業所に導入していくことを支援する事業である。</p> <p>支援にあたっては、人事労務関係等の専門的な知識が必要とされ、また、介護事業所の運営態はサービス種類によって多岐に渡り、その抱える課題も様々なものが想定されるため、本事業を効果的に行うためには、各事業所のニーズを十分に把握したうえで、適切に対応できる専門知識や経験を有する特定者に業務を委託する必要がある。</p> <p>当該法人は「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）」に則り、介護労働に関する総合的支援機関として平成4年4月1日に厚生労働省所管の公益法人として設置されて以来、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上等を図るための事業を多数実施しており、介護業界に対する支援の豊富な実績がある。また、同事業を通して介護分野に精通する社会保険労務士等との密接な連携体制も確保されている。</p> <p>以上のことから、当該法人は本事業を効果的に行う上で必要な専門知識・経験を持つ唯一の法人といえるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年3月17日